保険・年金・福祉

「国民年金保険料の控除証明書」の発行について

国民年金保険料（その年の１月１日から12月31日までに納付したもの）は、所得税、住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付額の証明書類が必要です。対象者の方には、10月下旬より日本年金機構から社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が順次送付されます。（10月以降に、その年初めて国民年金の保険料を納付された方は翌年２月上旬に送付されます。）詳細については、広島南年金事務所にお問い合せください。

問広島南年金事務所
☎253－７７１０
税務住民課保険年金グループ
☎820－５６０４

控除証明書について（日本年金機構HP）

人生100年時代！「ええ人生やった」と言うために ～病んでも老いても、この町で自分らしく幸せに～

最期まで幸せに生きるためのヒントを、一緒に考えてみませんか。というテーマで海田町地域包括支援センター主催の「令和８年度　在宅医療・介護連携講演会」を開催します。

ご希望の人は、電話でお申し込みください。

時11月28日（土）14:30～16:50（開場 14:00）
所サンピア・アキ　４階　鳳凰の間
（安芸郡海田町窪町6-21）※駐車場に限りあり。
対どなたでもご参加いただけます　¥参加無料
締11月21日（土）定員200人になり次第終了
申海田町地域包括支援センター
☎821－３２１０
FAX881－８８８３

（高齢者支援課）

11月30日は『年金の日』

毎年11月30日の『年金の日』には、国民一人ひとりが「ねんきんネット」などを活用して年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日としています。

また、11月は『ねんきん月間』とし、公的年金制度に対する理解を深め、身近に感じていただくことを目的に、全国各地で出張年金相談や年金セミナーを実施しています。

問広島南年金事務所
☎253－７７１０
税務住民課保険年金グループ
☎820－５６０４

11月１日～12月１日は犯罪被害者月間です

令和８年３月に閣議決定された「第５次犯罪被害者等基本計画」において、毎年11月１日から12月１日までを「犯罪被害者月間」と定められています。

これを機に犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解を深めていきましょう。

【広島被害者支援センター】

被害に遭ったけれど、どこに相談したらいいかわからないときは、こちらにご相談ください。相談内容は厳守します。

☎544－1110
９:00～17:00（月～土曜日）

（生活環境課）

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。秘密は厳守します。１人で悩まず、相談してください。また、身近に悩んでいる人がいる場合、相談機関の連絡先を教えてあげてください。

[性被害ワンストップセンターひろしま]

無料ダイヤル　＃8891
NTTひかりからの無料ダイヤル　☎0120－8891－７７
直通ダイヤル　☎298－７８７８通話料がかかります。
電話での相談は、24時間365日受付しています。

（生活環境課）

お知らせ

水道料金の基本料金を３か月減免します【手続き不要】

エネルギーや食料品価格などの物価高騰が各家庭に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、住民生活や事業活動の支援を目的に、水道料金の基本料金を減免します。

対本事務所と契約がある人（官公庁および臨時用を除く）

○減免額
１か月あたりの基本料金　1,155円（税込）
※基本水量（６㎥）を超えた超過料金およびメーター使用料は減免の対象外です。

○減免期間
令和８年11月から令和９年１月検針分（３か月間）

問広島県水道広域連合企業団熊野事務所
☎820－５６１０

井戸水等利用世帯へ生活支援金を給付します

11月15日現在、熊野町の住民基本台帳に登録されている住所地において、井戸水等利用世帯（井戸水、山水のみを生活用水として使用している世帯）の世帯主が対象です。
※同一の住所地に２世帯以上ある場合は、代表の世帯主が対象。

○給 付 額　１世帯につき3,465円
○申請期間　11月16日（月）～令和９年２月15日（月）
○申請方法　申請書を生活環境課に提出してください。
※申請書は生活環境課および町内公共施設に設置。
熊野町ホームページからもダウンロード可能。

問生活環境課
☎820－５６０６

この事業は、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

秋の全国火災予防運動が実施されます

秋から冬にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。電化製品や火の取り扱いには十分注意し、家庭や職場、地域などで一人ひとりが火災予防を実践しましょう。

時11月９日（月）～15日（日）
全国統一防火標語
「火の確認　いい日を支える　いい習慣」

（防災安全課）

11月と12月は「地方税納税推進強化月間」です

地方税は県や市町の財源として、福祉や教育、消防・救急、ごみ処理といった様々な住民サービスのために使われています。

地方税の納期限は、きちんと守りましょう。納税されないと、差し押さえや公売などの滞納処分を受けることになります。

広島県地方税納税推進キャラクターささえくん

広島県地方税徴収対策推進協議会
問収納管理課　☎820－５６３９

11月は『リチウムイオン電池による火災防止月間』です

近年、モバイルバッテリーをはじめとして、身の回りの様々な製品に「リチウムイオン電池」が搭載されています。ごみとしての排出も増加傾向にあり、ごみ処理施設やごみ収集運搬車両での火災事故が全国的に増加しています。

リチウムイオン電池及びそれを含む製品については、ごみステーションでの収集はできません。熊野町環境事務所で回収を行っていますので、なるべく充電を使い切ってから直接搬入してください。

（生活環境課）

11月は標準営業約款普及および登録促進月間です

店頭に「Ｓマーク」を掲げた「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」「一般飲食店」は、安全・安心・清潔を約束する信頼できるお店です。詳しくは、（公財）広島県生活衛生営業指導センターまで。

問（公財）広島県生活衛生営業指導センター
☎532－１２００

（生活環境課）

厚生労働大臣認可 標準営業約款・Sマーク

令和９・10年度入札参加資格申請を受け付けます

令和９・10年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタントなどの業務および物品調達などの競争入札参加資格審査の申請を次のとおり受け付けます。

	電子申請（広島県が一括して実施）	書面申請
受付対象	○建設工事 ○測量・建設コンサルタントなど ※県内・県外業者共通	○建設工事（県内業者のみ） ○測量・建設コンサルタントなど（県内業者のみ） ○物品調達など（県内・県外業者共通）
受付期間	11月２日（月）～20日（金）	11月２日（月）～20日（金）
申請方法	「広島県の調達情報」から申し込み ◀「広島県の調達情報」のホームページはこちら	必要書類を財務課に提出（郵送可） ※「申請の手引き」、「申請様式」は財務課にて配布。町ホームページからもダウンロード可

▲町ホームページはこちら

※追加申請の案内は令和９年３月頃に町ホームページに掲載します。

（財務課）